

政策評価の改善に関するワーキング・グループの設置について（案）

令和 3 年 5 月 26 日
政策評価審議会政策評価制度部会決定

政策評価審議会議事運営規則（政策評価審議会規則第 1 号）第 9 条第 1 項において準用する第 8 条の規定に基づき、政策評価審議会政策評価制度部会に、政策評価の改善に関するワーキング・グループを置く。

1. 審議事項

政策評価審議会提言（令和 3 年 3 月 17 日政策評価審議会）を踏まえた政策評価の改善に関する事項

2. 構成員

部会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員

3. 設置期日

令和 3 年 5 月 26 日

4. その他

- (1) 「目標管理型評価ワーキング・グループの設置について」（平成 27 年 5 月 12 日政策評価審議会政策評価制度部会決定）は、廃止する。
- (2) 「政策評価制度の運用実態の把握等に関するワーキング・グループの設置について」（令和 2 年 10 月 9 日政策評価審議会政策評価制度部会決定）は、廃止する。